

令和 6 年度

第 3 回 定期監査の結果に関する報告

（ 監査期間：令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 3 月 26 日まで ）

税	務	部
こ	ど	部
農	も	部
会	林	課
	計	

令和 7 （2025） 年 3 月 26 日提出

郡 山 市 監 査 委 員

6 郡監査第1211号
令和 7 (2025) 年 3 月 26 日

郡山市議会議長
郡山市長

郡山市監査委員	藤	橋	桂	市
郡山市監査委員	三	部	夕	貴
郡山市監査委員	大	城	宏	之
郡山市監査委員	折	笠		正

令和 6 年度第 3 回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、
同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和6年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 財産管理事務について	4

令和6年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

第1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

第2 監 査 の 概 要

1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監 査 の 対 象

(1) 対 象 範 囲

令和6年8月1日から令和6年11月30日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対 象 部 局

ア 税務部

市 民 税 課	資 産 税 課	収 納 課
---------	---------	-------

イ こども部

こども総務企画課	子 育 て 給 付 課	元気な遊びのひろば	こども家庭課
郡山市母子・父子福祉センター	保 育 課	保 育 所	

なお、保育所については、25か所のうち12か所を抽出して実施した。

大 槻 保 育 所	安 積 保 育 所	喜 久 田 保 育 所	中 野 保 育 所
成 田 保 育 所	西 田 保 育 所	田 村 保 育 所	久 保 田 保 育 所
針 生 保 育 所	桑 野 保 育 所	う ね め 保 育 所	大 成 保 育 所

ウ 農林部

農 業 政 策 課	園 芸 畜 産 振 興 課	園 芸 振 興 セ ン タ ー	農 地 課
林 業 振 興 課	総合地方卸売市場管理事務所		

エ 会計課

3 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

令和6年12月2日から令和7年3月26日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和7年3月26日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 徴収事務

手数料徴収に適切でないものがあった。

郡山市手数料条例第3条第1項の規定による手数料の納付について、申請の際に納付させていないものがあった。

保育課 農地課 林業振興課

(2) 現金取扱事務

ア 保管限度額及び期限を超えて現金を保管しているものがあった。

使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第5項の規定により、10,000円を限度額として、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、保管限度額及び期限を超えて保管しているものがあった。

また、同条第6項及び第142条の規定により、現金を収納し保管する際は、収納金等出納簿等を整理しなければならないが、収納金等出納簿において記録誤りがあった。

元気な遊びのひろば

イ 会計管理者の承認を受けずに領収証書を作成し、交付しているものがあった。

出納機関が領収証書を作成しようとするときは、郡山市財務規則第48条の2第1項の規定により、あらかじめ会計管理者の承認を受けなければならないが、会計管理者の承認を受けずに領収証書を作成し、交付しているものがあった。

保育課

ウ 現金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。

現金を収納し保管する際は、郡山市財務規則第48条第6項及び第142条の規定により、現金等出納簿等を整理しなければならないが、現金等出納簿に収納金の受払いを記載していないものがあった。

大槻保育所	安積保育所	喜久田保育所	中野保育所	成田保育所
西田保育所	田村保育所	久保田保育所	針生保育所	桑野保育所
うねめ保育所	大成保育所			

2 財産管理事務について

(1) 郵券管理事務

郵便切手等使用簿に記載漏れがあった。

郵券等を使用して発送する場合は、郡山市文書等取扱規程第44条の規定により、郵便切手等使用簿に所要事項を記載して適正に管理しなければならないが、その受払いについて記載が漏れているものがあった。

子育て給付課